

〔和漢名數續編歲時〕一時上下刻月令廣義時分爲八刻 上四刻初一、初二、初三、初四 下四刻正一、正二、正三、正四

〔假名曆略註〕節中土用總而曆面刻限の事

都て曆面の刻附は、一晝一夜を百刻、晝夜の長短に拘はらず、十二時平均の割合なれば、時の鐘又自鳴鐘等刻限には不合故に、献上の御曆には、蝕の刻附、別に時の鐘附を記す也、夜半子の時は、半時宛今夜と明日の日取にまたがるゆへ、子の四刻までは今夜と記し、子の五刻より後、八刻までは今曉として、翌日の下に記す也、平均の一時は八刻三三有奇にして、一刻の寸にむらなし、時の鐘の一時は、晝夜共其時節に、またがひて、一刻の寸に長短有也、

〔燕石雜志一〕更鐘略

亦云刻はきざみといふことにて、漏水の箭に百の刻を施して、その箭の刻一ツうかぶときは一刻、二ツうかぶときは二刻と唱ふ、故に子の一刻所謂子、丑の三刻所謂丑といふなり、またかれどももしその箭に十二の刻を施して、これを用せば、卯の刻、辰の刻といはんも理なきにはあらず、漢哀帝は、一晝夜を百二十刻とし、梁の武帝は百八十刻とし、廬山の惠遠は四十八刻とし、清の時憲曆は九十六刻とする類、皆その好に従ふのみ、亦更點は夜分に局る名なり、その夜の長短に隨て、均く五ツに分て、一更、二更、三更、四更、五更と唱ふ、その更を均しく五段として、一點、二點、三點、四點、五點といふ也、冬至の時節は夜長ければ、更點も長し、夏至の時節は夜短ければ、更點も短し、點或は唱といふ、又籌といふ、世俗寅の一點、辰の一點といふ、その訛最甚し、以上中根彦圭の説なり、

〔類聚名物考時令二〕春秋分晝夜分 童子問木下菊所 春分秋分之日、多夜如何、朱翼曰、日以百刻

爲度、晝長則夜短、夜長則晝短、地中論云々、又曰、日未出地二刻半、而地上已明、日已入地二刻半、而地明盡、故常多夜五刻、子初々刻、初二刻、初三刻、初四刻爲夜子時、屬本日管子正一刻、正二刻、正三刻、正四刻爲日子時、屬次日管子愚按、是以一時爲八刻、以半時分之、人之死生之日期、亦以之可論定也、瑯琊